

第424回埼玉県内水面漁場管理委員会

議 事 録

開催場所	庁議室	担当書記	甲賀 真人	
会議日数	自 令和6年12月2日(月) 1日間 至 令和6年12月2日(月)			
出席者数	委員定数13名中出席者13名			
出席委員	佐野 元彦	大久保 香里	大久保 かおり	千野 力
	田島 政利	池沢 譲	白石 健一	吉田 俊彦
	石川 知子	鈴木 享子	牧 千瑞	飯野 哲也
	岡本 知恵子			
欠席委員	なし			
県出席者	農林部副部長	竹詰 一	生産振興課長	今西 典子
	副 課 長	西川 美穂	主 幹	甲賀 真人
	主 任	岡部 貴文	技 師	小山 知洋
	技 師	富澤 輝樹		
	水産研究所長	青木 伯生	専門研究員	大力 圭太郎
事務局	生産振興課長	今西 典子	副 課 長	西川 美穂
署名委員	会 長.....			
	委 員.....			
	委 員.....			

会議に付した議案並びに審議結果

審 議

議案番号	件 名	結 果
1	会長・会長代理の選出について	承認
2	埼玉県漁業調整規則の一部改正について	承認
3	埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正について	承認

協 議

議案番号	件 名	結 果
	なし	—

報 告

報告番号	件 名	結 果
	資源管理の状況等の報告について	—

発 言 者	発 言 内 容
司 会	<p>第 424 回埼玉県内水面漁場管理委員会を開催致します。</p> <p>本日は、お忙しい中、13 名の委員の皆様、全員にお集まり頂きました。総数 13 名の過半数を満たしておりますことから、委員会事務規程第 6 条の規定によりまして、本委員会は成立致します。</p> <p>開会に当たりまして、水産行政を所掌しております竹詰農林部副部長より、御挨拶申し上げます。</p>
副 部 長	<p>農林部副部長の竹詰でございます。第 424 回埼玉県内水面漁場管理委員会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>知事からの辞令交付が終わり、皆様には第 22 期埼玉県内水面漁場管理委員会の委員に御就任いただきました。これからの 4 年間どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>本委員会は、川や湖沼の水産動植物を守り育て適正に管理するために、委員会指示の内容や遊漁規則の認可などについて御審議いただく行政委員会です。</p> <p>委員の皆様には、それぞれの御専門の分野において、大所高所から御意見を賜りますよう、御協力をお願いします。</p> <p>本日の議題ですが、会長、会長代理の選出の後、埼玉県漁業調整規則の一部改正と、埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正について御審議いただきます。</p> <p>また、報告事項として、資源管理の状況等について説明させていただきますので、忌憚のない御意見をお願いいたします。</p> <p>最後になりますが、皆様方の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。</p>
司 会	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、これから議事に入りますが、会長が選任されるまでの間につきましても、委員の皆様の中から議長をお願いしなければなりません。如何致しましょうか、何か御意見ございますか。</p> <p>御意見が無いようでしたら、事務局案として行政の経験の長い牧委員にお願いすることを提案させていただきます。いかがでしょうか。</p>
委 員	異議なし

司 会	<p>それでは、牧委員、仮議長をよろしくお願い致します。</p>
仮 議 長	<p>只今、仮議長という事で御指名を受けました牧でございます。不慣れなもので皆さんにご迷惑をお掛けするかと思いますが、新しい会長が決まるまでの間、議長を進めさせて頂きますので御協力の程、宜しくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、会長の選出・会長代理の選出に入ります。</p> <p>会長・会長代理の選任についてのうち、会長の選任についてご協議をお願いします。</p> <p>会長の選任については、この委員会の事務規程第4条で委員が互選するとなっておりますので、これから互選を行って参ります。</p> <p>如何、取り計らったら宜しいでしょうか。</p>
委 員	<p>本委員会は、漁業者と遊漁者が相対する事を審議する事もあると聞いておりますので、中立の立場である学識経験者の中で、東京海洋大学の教授でいらっしゃる佐野委員を推薦します。</p>
仮 議 長	<p>学識経験者の佐野委員さんを推薦する御発言がございました。他にございますか。御意見が無いようでしたら、お諮りします。</p> <p>佐野委員に会長をお願いする事で宜しいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
仮 議 長	<p>異議がございませんので皆さんの総意を持ちまして、佐野委員に第22期委員会の会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>佐野委員宜しくお願い致します。</p> <p>これにて、仮議長の任を解かせて頂きます。皆様のご協力ありがとうございました。</p>
司 会	<p>ここからは、会長に議長をお願いして議事を進めて頂きます。まず、議事に入る前に佐野新会長から就任の挨拶をお願い致します。</p>
会 長	<p>皆様のご推挙によりまして会長に御指名をいただきました。</p> <p>微力ではございますが、埼玉県内水面漁業の発展の為に力を尽くしてまいりたいと存じますので、よろしく御協力の程、お願いします。</p> <p>埼玉県は、利根川、荒川という大きな川が流れ、河川面積割合が徳島県に次いで高く、全国第2位(3.9%)と聞いています。</p>

	<p>730万人を超える埼玉県民の近くに川があり、漁業協同組合による放流等の増殖活動や、釣りなどのレクリエーションが行われ、にぎわいの場となっています。私は東京の多摩の生まれで、子供のころに父親に人間川へ連れていってもらって楽しかった思い出があります。</p> <p>一方、外来魚やカワウの増加や、コイヘルペスウイルス病の発生、担い手の減少など、埼玉県に限らず全国的な課題もあります。</p> <p>内水面を盛り上げていきたいと思っておりますので、委員の皆様にはそれぞれの分野でのお力を発揮して頂き、積極的な御意見をいただきます様、よろしくお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。</p>
司 会	<p>佐野会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、会長代理の選出からお願いいたします。</p>
議 長	<p>最初に会長代理の選出についてでございます。</p> <p>事務規程では、会長代理についても互選することになっております。</p> <p>これに関して、御発言があれば頂きたいと思えます。</p>
委 員	<p>第21期からひきつづいて委員をされる再任の大久保香里委員さんは、当委員会の内容をよく御存じかと思えますので、推薦します。</p>
議 長	<p>ただいま大久保香里委員を推薦する声がありましたが、他に御意見はありますか？</p> <p>御意見が無いようでしたら、大久保委員を会長代理とすることで進めたいと思えますがいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>ただいま、異議なしの声がありましたので、大久保委員に会長代理をお願いします。</p> <p>大久保委員さんから一言お願いします。</p>
会 長 代 理	<p>大久保と申します。今後、よろしくお願い致します。</p> <p>会長と協力して円滑な運営に努めたいと考えておりますので、宜しくよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>よろしくお願い致します。では、議事に入ります。</p> <p>事務規程の第11条に基づいて議事録署名人を私から指名します。秩</p>

	<p>父漁協の大久保委員と、吉田委員にお願いします。書記については、事務局にお願いします。</p>
	<p>それでは、審議事項の第1号議案「埼玉県漁業調整規則の一部改正について」、事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>第1号議案 埼玉県漁業調整規則の一部改正について、説明させていただきます。</p> <p>本委員会へ漁業調整規則の改正を諮問する背景を、説明させていただきます。</p> <p>漁場管理委員会は、法の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の事務を行うこととされており、都道府県知事の監督に属することとなっていることから知事は漁場管理委員会に方針を示したり、随時意見を求めたりすることができます。</p> <p>特に、漁業調整にとって重要な漁業権の免許、内水面漁場計画の策定、遊漁規則の認可、保護水面の指定などは意見を聞くべきこととして法に定められており、今回御審議をお願いする漁業調整規則の改正についてもこれに含まれます。</p> <p>漁業調整規則の一部改正については、この度、県から諮問があったため、御審議をお願いするものです。</p> <p>改正の概要は、刑法の改正に伴い、水産庁から示された都道府県漁業調整規則例に基づき、表現の整理を行うというものです。改正の内容は以下の2点です。</p> <p>刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行されます。</p> <p>改正の内容は、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものであります。本県の漁業調整規則第三十五条第一項中に「懲役」が規定されておりますので、「拘禁刑」に改めるものです。</p> <p>また、規則第三十五条及び第三十六条について、自然人を対象とすることを明確化します。</p> <p>現状、「者」と規定されておりますが、「者」が示すのが「法人」なのか「人」なのかが不明瞭ということから、規則例の改正に合わせて改正するものです。</p> <p>以上2点の改正について、表現の整理であり、何れも漁業調整や今後の漁業に関して影響は少ないものと考えられます。</p> <p>今後のスケジュールですが、本委員会での議決内容を知事に答申し、答</p>

	<p>申を受けた知事が農林水産大臣に変更認可申請を行い、国の変更認可後、告示、施行となります。</p> <p>次は、告示(案)と新旧対照表です。</p> <p>なお、委員会の答申を受けて行う、変更認可申請において、国から字句の修正の指導を受けることもございますので、御了承いただきたいと存じます。</p> <p>御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>この件について、御意見・御質問ある方は挙手をお願いします。</p> <p>他に質問はありませんか。無ければ異存なしで答申いたしますので、事務局で事務を進めてください。</p>
議 長	<p>それでは、第2号議案「埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正について」、事務局から説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>審議事項の第2号議案 埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規定の一部改正について説明いたします。</p> <p>埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程とは、本委員会の保有する個人情報の管理や、開示の手続きについて定めた規程です。</p> <p>改正理由については、デジタル手続法により、住民基本台帳法の一部が改正されたことにより、同法の条文を引用する本規程についても改正が必要となったためです。</p> <p>規程改正の内容については、現行では、住民基本台帳法第30条の8の都道府県知事保存本人確認情報としていたところ、第30条の6第4項に条ズレを修正するものです。施行期日は、公布日より施行となります。</p> <p>次は、新旧対照表となっています。第7条には、開示請求における本人確認の手続きの特例について定めた条文となっており、今回、引用条文を改正する都道府県知事保存本人確認情報を利用することにより住民票の写しに代えることができると定めています。</p> <p>次は、規程改正の告示文の案となっています。本委員会で承認いただけましたら、県報に登載し、公布と同時に施行となります。</p> <p>最後には現行の規程を掲載しております。後程お目通しいただけたらと思います。</p> <p>規程改正の説明は以上になります。</p>

	御審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	<p>この件について、御意見・御質問ある方は挙手をお願いします。</p> <p>他に質問はありませんか。無ければこの案のとおり事務局で事務を進めてください。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。「資源管理の状況等の報告について」、事務局から説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>「資源管理の状況等の報告について」、説明をさせていただきます。資源管理の状況等の報告について少し御説明させていただくと、平成30年の漁業法の改正で資源管理を強化する改正が行われました。大きいところは漁獲量の国の全体量の規制ですが、漁業権者にとってもその各漁場で資源管理を行ったのか、年に一回以上報告させることになりました。都道府県知事は報告を受けましたら、それを内水面漁場管理委員会へ報告すること、漁業法に定められております。</p> <p>まず、知事名の報告文を内水面漁場管理委員会会長宛に出させていただきます。</p> <p>次に、資源管理の状況等の報告1から3があり、一番左に漁協の名称、続いて漁業権の番号、報告期間、今回は令和5年の報告なので、令和5年1月1日から令和5年12月31日までとなります。具体的な内容として、漁業の種類で魚種の名前が記載されていて、増殖実績、産卵場の造成の実績や放流の実績が記載されています。</p> <p>続いて漁獲量と漁獲金額、皆様釣券の販売実績から推計して、そちらの数字を御報告いただいております。</p> <p>続いて組合員の行使権の人数、漁業種類の操業期間、ここまでが一つの区切りとなっております。その次に資源管理実施の取組状況は、左の産卵床造成と重複しているところもありますが、例えば一番上の秩父漁協さんでは、カワウの追い払いや外来魚の駆除、その他後で御紹介しますが、様々な活動を記載いただいております。</p> <p>さらにその他の取組ということで、組合員の河川清掃や、釣り大会、釣り教室、体験放流の記載をいただいております。こちらの内容を各漁業協同組合から御報告いただいて、漁場利用の状況という欄がありますが、適切かつ有効に漁場が活用されていると県では判断させていただきました。その右に意見とありますが、内水面漁場管理委員会に対して、各漁業協同組合は漁場を適切かつ有効に活用しているという意見を付して報告させ</p>

	<p>ていただいております。</p> <p>1は秩父漁協さんから始まって、埼玉南部漁協までの5つの漁業協同組合からいただいた報告を記載しております。</p> <p>河川清掃のほかに、密漁の監視や小学校との体験授業のお手伝いなど、皆様に取り組んでいただいております。</p> <p>2は埼玉西部漁協さんから東部漁協さんまで4組合より報告いただいた資源管理の内容を記載しております。</p> <p>増殖実績、漁獲量、漁獲金額に加えて、その他の取組ということで、河川清掃や密漁監視、その他他団体との生物調査、当研究所の試験放流の立会にも御協力いただいております。これら4漁協についても適切かつ有効な漁場利用と判断しております、意見を付しております。</p> <p>3の東毛漁協から東京東部漁協は他県の免許している漁協で、東毛漁協、烏川漁協は群馬県の漁協、奥多摩漁協、東京東部漁協は東京都の漁協ですが、当県と漁場が重複しているため、都道府県に報告した内容をこちらの内水面漁場管理委員会でも報告しています。さきほど同様に漁業の種類から操業期間まで記載いただいて、さらに資源管理に関する取り組みの実施状況、その他の取組を記載いただいております。これらの内容で皆様活動を行っていただいておりますので、漁場利用の内容として適切かつ有効と意見を報告させていただいております。報告事項は以上になります。</p>
議 長	この内容についてはすでに公表されていますか。
事 務 局	公表はされてなく、各漁業協同組合から埼玉県知事あてに御報告いただいているものです。
議 長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>他に何かございますか。無いようでしたら、本日はこれにて終了とさせていただきます。</p> <p>これから4年間、委員の皆様にご協力をいただきながら一緒に進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>これにて議長職を解かして頂きます。何かあれば事務局の方からお願いいたします。</p>
司 会	では、その他として、次の委員会の開催予定について、御連絡させていただきます。

	<p>当委員会は2月、5月、12月頃の年3回開催を原則としております。</p> <p>次の2月の委員会の日程につきましては、2月7日（金）の方向で検討を進めさせていただいております。委員の皆様方におかれましては、日程の確保をお願いできればと考えております。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>また、その後の開催予定につきましては、時期になりましたら御連絡させていただきますが、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>何か御質問等ございますでしょうか。では、以上をもちまして本日の委員会を終了致します。</p> <p>本日は午後早い時間から長時間にわたりまして、ありがとうございました。</p>
--	---